**生徒指導・賞賛・懲戒に関する方針**

1. **はじめに**

本学園では、生徒が常に学校の教育方針を尊重し、道徳心を持って責任ある行動を取ることを目指しています。生徒の心の安定は自己規律、自己認識、そして他者を尊重する鍵だと信じています。また、それらは学校や他のコミュニティーにおける個々の役割や価値の認識にもつながっています。良い人間関係、礼儀正しさ、安全な学習環境は、将来の健全な市民の育成に欠かせない要素です。また、生徒会活動や課外活動、寮生活などを通して、チームワークやリーダーの育成にも努めています。懲戒は場合によっては必要ですが、賞賛と励ましは学園内すべての活動において重要であると考えています。

1. **方針目的**

本方針の目的は:

* 良い行為を促す。
* 教員が学園内の秩序を保ち、規律を守るように指導する。
* 全生徒が充実した学園生活を送り、社会に貢献できる。
* 校則、厳守事項、生徒心得、寮則の必要性を認識する。
1. **校則**

本学園では生徒が礼儀正しく、健全な市民になるために必要な道徳心を育成することを目指しています。生徒は学園内外に限らずあらゆる場面でマナーを守って行動しなければなりません。生徒が常に学園のために、最善を尽くすことを目標とします。

本学園の教員は、信頼関係と助け合いの精神を築くことを目標に取り組んでいます。生徒は思慮深く礼儀をもって他の生徒や教員に接し、学園生活の中で課題に積極的に参加することを期待します。生徒は、すべての校則（厳守事項・寮則・生徒心得を含む）を読み、規則違反のときは罰せられることを理解する必要があります。生徒は自分の行動に責任をもち、規則は個人と学園全体の安全を守るためにあることを理解し認識することを目指しています。誰もが安心して、お互いを尊敬し合うことのできる学園生活を目標としています。学園の校則は全ての生徒・教員の健康と安全への配慮の上に成り立っています。

校則は本学園の生徒である限り、以下のすべての場合で当てはまります。

* 学園内にいるとき。
* 学園の代表であるとき。また、制服を着ているとき。
* 通学中。
* その他学園と関わりがあるとき。

校則は入学時に、保護者と生徒の両方に配られます。その他に、コピーが必要な場合は事務室から受け取ることが出来ます。保護者と生徒は校則を読み、十分理解する必要があります。また、保護者は入学時に誓約書に署名することで、本方針を含む全ての学校方針や規則を厳守させることに同意しなければいけません。保護者は学園の教育方針を理解し、出席・遅刻・制服・生活態度・学習・宿題などの面で生徒を援助、指導することが求められます。

校則は随時見直し、必要に応じて保護者と生徒からの提案を受け付けています。校則はホームルーム、寮、授業などで常に生徒が認識するようにしています。

1. **褒める教育**

本学園の校則は良い行動を促し、自己を律することが出来る生徒を育てるのが目標です。したがって、褒めることが大切だと考えます。教員は生徒に努力をするように励ましたり、達成した時は褒めたり、表彰したりしています。この方針は授業だけでなく、課外活動や寮生活などにも適用されます。また、通知表には生徒の成績だけでなく、生活態度についても記入します。

学園のお知らせやその他のニュース（英検合格者など）は、学園のウエブサイトに定期的に載せており、保護者・生徒・教員すべてが学園のウエブサイトにアクセスでき、ご覧になれます。毎月20日に発行される学園通信には生徒の活動の様子や報告が掲載されます。その他にも、始業式・終業式には校長から賞状などが授与されます。体育祭や文化祭といった行事にも校長から功績があった生徒は発表されます。また、卒業式では各分野で活躍した賞や、音楽・スポーツ賞といった様々な賞が与えられ、生徒の努力と成果が表彰されます。

それ以外にも、功績の大小を問わず、良い行動や成績が上がった生徒には授業・ホームルーム・寮内で日々報告されます。

1. **学習**

本学園では授業内外において、生徒の目標や可能性を最大限に伸ばすためのサポートに努めています。また、生徒が自分自身の学習に責任を持ち、学習機会を最大限に活用することを励ましています。生徒が努力した成果を認め、問題点は的確に指摘します。また、教員は生徒一人ひとりに気を配り、助言を与えます。したがって、生徒は教員の助言を謙虚に受け取り努力することが必要です。

1. **生徒からの提案**

本学園では生徒の意見を取り入れることによって、学園の方針への理解と関心が深まると考えています。生徒が寮、ホームルーム、授業、生徒会などで意見を提案し、協議することを奨励しています。

1. **校則違反**

本学園では懲戒は、善悪の区別や問題行動を管理するために必要だと考えます。入学時に誓約書に署名することにより、保護者は校則を厳守できない場合には、校長の権限に従うことを約束しています。

校長が懲戒処分を考えるにあたり、十分な事情調査の後に、公平で適切な処分を決定します。懲戒内容については情況により違いがありますが、自尊心を傷つけることなく今後に生かせるように指導します。

* 1. 懲戒各種

7.1.1 退学

校則違反の中でも、犯罪行為や、違法行為、また学園に大きな損害を与える場合などには、退学になることがあります。退学処分になると除名となり、内申書などに記入されることもあり、今後の進学に支障をきたす場合もあります。退学処分になった際、納入された学費の返還は一切されません。

退学処分は最終の手段であって、著しく不当な行為をした場合にのみ適応されます。その際、校長が状況をよく把握した上で公平な判断をします。

7.1.2 転校

重大な校則違反で、退学に満たない場合は転校を勧めます。新しい学校を探す場合、学園では助言することがあります。

7.1.3 学内停学・停学

生徒からの申し出により調査した結果、謹慎や停学になる場合もあります。謹慎・停学は生徒指導記録に記入されます。

7.1.4　寮生から通学生への変更

寮生活が不適切と判断された寮生は、通学生となる場合もあります。

7.1.4 自宅待機

場合によっては懲罰の一環としてではなく、一定の期間（週末など）自宅待機となることもあります。

7.1.6 外出禁止

校則違反の内容によっては、外出禁止となります。

7.1.7 その他の懲戒

校長の裁量で、上記以外の懲戒が言い渡される場合があります。また、各教員は授業中の態度や宿題などの規則を授業中に明確にします。寮内では規則を守らない、他人の睡眠の妨げになる行為、自他の安全と健康を害する行為などは状況を考慮した上で、懲戒処分が決定されます。

上記以外の処分には以下が含まれます。

* 校則違反の原因となった私物の没収
* 奉仕活動（ゴミ拾い、朝の挨拶運動など）
* 授業や旅行の参加禁止
1. **障害のある生徒への対応**

障害のある生徒に対しては、障害の度合いによって対応します。

1. **懲戒の適用**

本校では勉学がしやすい環境作りの維持を目指しています。そのため、各種違反行為、他の生徒の勉学の妨げになる行為、士気を下げる行為をした場合、レベル１，２の担任・生徒指導部・教頭からの注意、レベル３～６の深刻な違反行為があった場合は懲戒処分を下す権限が学校長にあります。違反の内容、回数によって「訓告」、「停学」、「退学」などの対象となります。停学・退学の際、授業料の返金は致しません。

学園の懲戒処分には一貫性があり、かつ公平で、また校則違反の重要性に応じて適切であることを目指しています。したがって、処分に明確な段階があると考えています。

レベル 1 – 軽注意

軽違反行為には遅刻や、授業中の軽々しい発言、提出物の未提出、役割の不実行など含まれ、主に担当の教員によって注意がされます。生徒は自分の行いについて、次はどのようにすれば良いか認識することが出来ます。軽注意の目的は自分が取った行動への理解と反省を促すことです。校罰内容は生徒状況の懲戒欄に記録に残されます。

レベル 2 – 重注意

軽違反よりやや深刻な場合（不適切な男女交際など）もしくは、レベル1の違反が繰り返し行われた場合、レベル2に進行します。担当の教員もしくは、教頭が厳しく注意し、場合によっては外出禁止になります。この段階に達した場合、学校は保護者に連絡します。校罰内容は生徒状況の懲戒欄に記録に残されます。

レベル 3 – 訓告

深刻な違反行為があった場合、もしくは、レベル2の違反が繰り返し行われた場合、レベル3に進行します。この段階では日常生活での自由が一部規制され（外出禁止など）奉仕活動が言い渡されることがあります。生徒は反省文を書くこととなり、再度違反行為があった場合には謹慎処分になることが言い渡されます。校罰内容は生徒状況の懲戒欄に記録され、保護者に連絡します。

レベル 4 – 謹慎（学内停学）

深刻な違反行為（いじめ行為、飲酒、喫煙行為、指定場所以外での会合等、キス、抱擁、性行為）があった場合や、授業・生活態度が改善されなかった場合は一定の期間（たいてい１～２週間）の停学処分中の謹慎処分となり、原則として寮生活を続けることができますが、日常生活での自由が規制されます。謹慎処分中は、通常の登校はできず、試験や授業などを受けることはできませんが、生徒は反省文を書くこととなり、違反行為に関係した課題が出されます。場合によっては、態度改善のための同意書の署名を要求します。再度の違反行為があった場合、停学処分（レベル 5）となることを言い渡し、校罰内容は生徒状況の懲戒欄に記録され、保護者に連絡します。学籍簿には記載されませんが欠席になります。

レベル 5 – 停学

停学処分には、無期(期間の定めがないもの)と有期(期間の定めがあるもの)とがあります。

停学処分中は、登校することができず、試験や授業等を受けることはできません。また、その期間中は原則として寮生活をすることもできません。

有期の停学処分の場合は、期間満了とともに終了しますが、無期の停学処分は校長においてその解除ができるかどうかを諸般の事情を考慮して判断することとなります。

深刻な違反行為があった場合や、以前の指導の改善がなかった場合は停学処分となります。停学処分が何度かあった場合、退学になることがあることを生徒に説明し、校罰内容は生徒状況の懲戒欄に記録され、保護者に連絡します。（学籍簿に記載されます。）

深刻な違反行為の場合は、レベル１～４の段階を踏まえることなく、停学処分となりこともあります。

レベル 6 –退学

教育法規11条による「性行不良で改善の見込みがないと認められる者」、「学力劣等で成業の見込みがないと認められる者」、「正当な理由がなくて出席常でない者」、「学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者」など、より深刻な違反行為や違法行為があった場合や、再度の指導にも関わらず改善が見られない場合には懲戒退学処分となります。

なお、退学処分に該当する事由が認められる場合には、生徒及び保護者との面談等を行い、事案によっては、自主退学を勧める場合があります。自主退学の場合は、転校手続に協力をすることと致します。

生徒指導問題に対しての懲戒処分は以上の規定によって決定致しますが、必ずしもこの表記通りではなく、状況によって懲戒内容が変わる場合もあります。

生徒は学園外の活動にも責任をもって行動する必要があります。私たちのほとんどは、イギリスでは外国人です。公共の場でマナー違反をしたり、問題行動を行った場合、生徒自身、もしくは学校のみならず外国人コミュニティー全般に不評をもたらすことにもつながります。そのことを認識する必要があります。学校や外国人コミュニティーの評判を傷つける行動を取った場合、懲戒処分を検討します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **レベル** | **違反内容** | **懲戒内容** |
| 1 軽注意 | * 一回目の提出物の出し忘れ・やり忘れ。
* 一回目の軽い校則・寮則違反（朝食に行かない、鍵の出し忘れなど）。
* 授業中の携帯電話使用。
* 初めての軽率な行動・発言、迷惑行為。
* 制服をきちんと着ていない。
 | * 提出物の再提出。
* 携帯電話の没収。
* 再度違反した際の懲戒の警告。（ｘをつけるなど）
* 教員・担任・寮監による注意。
 |
| 2 重注意 | * 再度の提出物の出し忘れ・やり忘れ。
* 再度の軽い校則・寮則違反。
* 再度の軽率な行動・発言、迷惑行為。
* より深刻な迷惑行為。
* 不適切な男女交際。
 | * 提出物の再提出。
* 再度違反した際の懲戒の警告。
* 教員・担任・寮監による注意。
* 外出禁止。
* 日常生活での自由を一部規制する。
* 保護者に連絡。
 |
| 3 訓告 | * レベル１～２の違反行為のエスカレート。
* 不適切な男女交際。
 | * 反省文の提出。
* 日常生活での自由を一部規制する。
* 奉仕活動。
* 再度違反した際の懲戒の警告。
* 担任・寮監・教頭による注意。
* 保護者に連絡。
 |
| 4 謹慎（学内停学） | * レベル１～３の違反行為のエスカレート。
* より深刻な校則違反。（いじめなど）
* 深刻な違法行為。（飲酒、喫煙など）
 | * 1～2週間以上の学内停学処分。（別室登校とし授業に参加しない。
* 学籍簿に明記せず欠席扱いとする
* 日常生活での自由を一部規制する。
* 反省文の提出。
* 違反行為に関連した課題の提出。
* 再度違反した際の停学の警告。
* 担任・寮監・教頭・校長による注意。
* 保護者に連絡。
 |
| 5 停学 | * レベル１～４の違反行為のエスカレート。
* 重大な違反行為。（性行為も含む）
* 自他の健康と安全を害する行為。
 | * 1～2週間以上の停学処分。
* 反省文の提出。
* 違反行為に関連した課題の提出。
* 再度違反した際の退学の警告。
* 担任・寮監・教頭・校長による注意。
* 保護者に連絡。
* 学籍簿に記入する
 |
| 6 退学 | * 停学後の再度の違反行為。
* 重大な刑事上の違法行為。（麻薬使用など）
 | * 退学処分。
 |

**10.生徒指導**

すべての生徒指導は生徒状況記録に記入されます。記録には生徒の氏名、懲戒理由と担当教員の名前が書き込まれます。懲戒のレベルも記入されます。

学園の方針に従い、記録は10年間保管されます。学園の記録は法的な理由がない限り、第三者に開示することはありません。

**11.苦情**

本方針に対して質問・意見がある場合は、教頭もしくは校長まで連絡をしてください。なお、学園の「要望等の相談手順」が必要な場合は学園のウエブサイトを参照してください。

1. 配布

# この方針はすべての保護者・生徒・スタッフに学園のウエブサイトで公開しています。

1. **見直し**

本方針は定期的に教頭が見直し、必要に応じて更新されます。見直しにあたっては、英国・日本の法律及び、指導要領を考慮して行います。

|  |  |
| --- | --- |
| 最終見直し | 2015年7月 |
| 担当者 | 山田 |